

まつばらピアセンター（障害者等相談支援事業）

マッピー通信



社会福祉法人 松原市社会福祉協議会
 〒580-0043 松原市阿保1-1-1
 松原市役所 東別館1階
 TEL: 072-337-7333 FAX: 072-335-1294
 E-mail: mp-daihyo@matsubarashakyo.net
 URL: <http://www.matsubarashakyo.net>

まもなく東京2025デフリンピックが開催！

知っていますか？11月15日～26日に、アジアで初めて東京でデフリンピックが開かれます。デフリンピックとは、ろう者（デフ・Deaf）のオリンピックで、4年に1度、開催される国際スポーツ大会です。パラリンピックよりも歴史が古く、1924年にフランスのパリで第1回目が開催され、ちょうど東京2025デフリンピックは、100周年にあたります。開催まであと1カ月となり、実施に向けて、全日本ろうあ連盟と東京都が中心となって、準備を進めています。

デフリンピックは、合図の音をランプや旗に変えるなど、視覚的情報保障がある以外は、オリンピックと同じルールで行われ、全部で21競技あります。会場は東京だけでなく、伊

豆大島、福島など広範囲に実施されます。オリンピックにないオリエンテーリングという競技やボウリングもあります。

デフリンピックは、無料で観戦できて、YouTubeでも視聴できるので、みんなで応援しましょう！

デフリンピックは、オリンピックやパラリンピックに比べて、まだまだ知名度が低いので、みなさんにもっとデフリンピックのことを知って欲しいですね。

詳細は、東京2025デフリンピックのホームページをご覧ください。

<https://www.deaflympics2025.com/>

（聴覚障がいピアカウンセラー 伊藤）

サロン紹介 肢体障がい者サロン いろいろ楽しくやっています！



大阪関西万博に行ってきました



あべのタスカール見学



ディスコン体験



ピア・カウンセリング講座

僕たち、肢体障がい者サロンでは、講座、スポーツ体験、防災学習、楽しい外出企画など、いろいろ楽しい交流や企画をして、頑張っています。興味のある方は、お気軽にどうぞ！



大阪くらしの今昔館見学

（肢体障がいピアカウンセラー 坂野）

○ 視覚障がい者サロン ○ 毎月第1木曜日 13:30～15:30

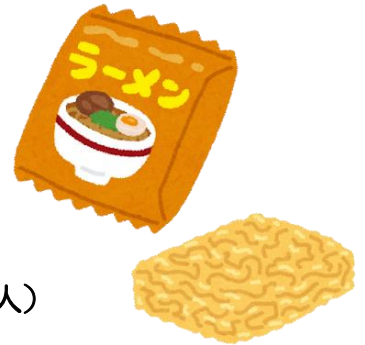
☆チキンラーメン手作り体験！

小麦粉をこね、のばし、蒸した後に味付けをし、「瞬間油熱乾燥法」で乾燥するまでの工程を、楽しみながら体験することができます。

世界初のインスタントラーメンが生み出された発明の原点を体験した後は、できたての味をご自宅でお楽しみください♪

2人1組でお申込みください。

- ◆日 時 10月2日(木)
- ◆集 合 近鉄阿部野橋駅東改札口(地下) 12:30
解散予定 16:45
- ◆行 先 カップヌードルミュージアム(池田市)
- ◆費 用 チキンラーメン手作り体験料 1,000円(お1人)
ひよこちゃんバンダナ付
阪急池田駅までの交通費



☆考えてみよう！睡眠について

睡眠は脳と体の疲労を回復させるだけでなく、「免疫機能の増加」、「記憶の固定」、「感情整理」など、多くの重要な役割があります。

私たちにとって大切な睡眠について学び、より良い睡眠を手に入れましょう。

- ◆日 時 11月6日(木) 13:30～15:30
- ◆会 場 松原市総合福祉会館 2階 集会室
- ◆講 師 すみひ とおる 角 樋 透 氏(理学療法士、ウォーキング療法士)
たかはし かずき 高 橋 一貴 氏(理学療法士、3学会合同呼吸法認定士)



(視覚障がいピアカウンセラー 大西)

○ 肢体障がい者サロン ○ 毎月第2火曜日 13:30～15:00

☆民話・昔話をみんなで味わおう

民話・昔話に耳をかたむけて、人の温かさを感じよう。

- ◆日 時 12月9日(火)
13:30～15:00 受付 13:00
- ◆会 場 松原市総合福祉会館 2階 集会室
- ◆対 象 市内在住の肢体障がい者およびその関係者
- ◆定 員 15名
- ◆講 師 そが まさお 曽我 正雄 氏
(生涯学習人材バンク まっ.com)
- ◆申込締切 12月2日(火)



☆こころのピア・カウンセリング講座

こころの健康を大切にしよう。今年も「いちいちまる」のご協力を得て、ピアカン講座を開催します。みんなで心を開放して、よき交流と心の掃除をしましょう。

- ◆日 時 令和 8 年 2 月 10 日 (火)
13:30~15:30 受付 13:00
- ◆会 場 松原市総合福祉会館 3階 会議室
- ◆講 師 障がい者福祉総合支援センターいちいちまる
ピアカウンセラー いしだ たつや 氏
- ◆対 象 市内在住の肢体障がい者およびその関係者
- ◆定 員 15 名 (当日参加も可)



(肢体障がいピアカウンセラー 坂野)

◎ 聴覚障がい者サロン ◎ 毎月第 1 水曜日 13:30~15:30

2025 年度の聴覚障がい者向けサロン【後半 10 月~3 月】は、サロン会 (10 月)、外出企画で社会見学 (11 月)、クリスマス会 (12 月)、新年会 (1 月)、講演会 (2 月)、茶話会 (3 月) を行う予定です。

☆外出企画「^{にっぽん}日本銀行大阪支店」ほか(予定)

明治ごろの建物「日本銀行大阪支店」、「^{かんそう}神宗淀屋橋本店」をめぐるります。



- ◆日 時 11 月 5 日 (水) 10:45~16:00 (予定)
- ◆行 先 「日本銀行大阪支店」、「神宗淀屋橋本店」
- ◆参加費 無料 ※昼食代・交通費は実費自己負担
- ◆交通手段 近鉄・地下鉄 (昼食は神宗淀屋橋本店の予定)
- ◆対 象 聴覚障がい者と手話関係者
- ◆定 員 15 名
- ◆申込締切 10 月 22 日 (水) 厳守



日本銀行大阪支店 HP より

☆クリスマス会(パステルアートを作って飾ろう)

色どりのきれいなパステルアートでクリスマスを楽しみましょう♡

- ◆日 時 12 月 10 日 (水) 13:30~15:30 (予定)
- ◆会 場 松原市総合福祉会館 3階 会議室
- ◆講 師 アトリエ陽葵(ひまり)パステルアート講師
- ◆参加費 300 円 (材料費)
- ◆対 象 聴覚障がい者と手話関係者
- ◆持ち物 ハサミ、不要なハンドタオル、
筆記用具、持ち帰り用ファイル



※汚れてもよい服装でお越しください。

※パステルアートを作った後は、ささやかなクリスマス会をします。

(聴覚障がいピアカウンセラー 伊藤)

2 面、3 面の各サロンの申込みや問合せは、下記までよろしくお願いします。
まつばらピアセンター TEL 072-337-7333 FAX 072-335-1294

★まつばらピアセンターについて★

松原市にお住まいの、障がいのある方とその家族の身近な相談窓口です。

支 援 内 容

- ①ホームヘルパーやデイサービス、ショートステイなどの利用援助
 ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援
 ④ピア・カウンセリング ⑤権利の擁護のために必要な援助
 ⑥専門機関の紹介 みなさんが地域で自分らしく生活できるようお手伝いします！



↓相談内容・日時 ※相談は無料。自宅へ訪問もします。フライバシー・秘密は守ります。

まずは、電話・FAXなどでご連絡ください。祝日・12/29～1/3は休み

福祉相談	社会福祉の相談員が生活全般に関する相談をお聴きします。	担当 吉川 mp-daihyo@matsubarashakyo.net	月～金曜日 9:00～17:30
ピア・カウンセリング	障がいのあるピアカウンセラー(相談員)が、みなさんの思い・悩み・やりたいことなどを、仲間としてお聴きします。	聴覚障がい担当 ピアカウンセラー伊藤 mp-chokakupeer@matsubarashakyo.net 手話通訳者 永田	月 10:00～17:00 水 10:00～17:00
		視覚障がい担当 ピアカウンセラー大西 mp-shikakupeer@matsubarashakyo.net	月 9:00～17:00 火 9:00～17:00 木 9:00～17:00
		肢体障がい担当 ピアカウンセラー坂野 mp-shitaipeer@matsubarashakyo.net	火 10:00～15:00 水 10:00～15:00

連絡先：TEL 072-337-7333 FAX 072-335-1294 いいふくし

「マッピー通信」の点字版・デジ版をご希望の方は、まつばらピアセンターまでご連絡ください。

・たくさんの人に知ってほしい！協力してほしい！など、読者の皆さんからの投稿もお待ちしています。

(営利目的、宗教、政党活動に関するものについては掲載できません。また、紙面の都合上掲載できない場合があります。)

<マッピーの声>



令和7年6月25日、手話に特化した初めての法律となる「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」が施行されました。昔、ろう学校では手話を使うことが禁止され、手話を使うと体罰を受けるので、陰でこっそり使うしかなかった時代がありました。そんな厳しい時代を乗り越えてきた人たちにとって、同法は画期的な内容になっています。

この法律では、手話を使用する人にとって、「手話は言語」であり、重要な意思疎通の手段であると位置づけられています。施策の柱

に「手話の習得、使用」、「手話文化の保存、継承、発展」、「手話に関する国民の理解、関心の増進」の3つが示され、国や自治体においては、手話に関する施策を策定・実施する責務も明記されました。今後、この法律が社会生活の中で活かされ、誰もが排除されることがなく、安心して暮らせる社会になることを切に願います。



(手話通訳者 永田)

